

株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目1番12号
那須電機鉄工株式会社
代表取締役 鈴木 智 晴
社 長

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時15分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区大久保二丁目8番3号
東京都電設工業企業年金基金会館 2階大会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第99期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第99期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役）の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第6号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nasudenki.co.jp>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。

- (1) 事業報告の「会社の体制および方針」のうち「業務の適正を確保するための体制」ならびに「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」および「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
- (2) 連結計算書類の「連結注記表」
- (3) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nasudenki.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会会場にアルコール消毒液を設置しております。受付時には、手指の消毒とマスクの着用をお願いいたします。
 - ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年の株主総会へのご出席は極力お控えいただき、書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
特に、高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調がすぐれない方のご出席については十分ご検討ください。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の抑制により、厳しい状況のなか、財政・金融政策での下支えや、中国を始めとする世界経済の回復による輸出の復調など、ウィズコロナ下での経済活動の再開が模索されていました。しかしながら年明けには再度の緊急事態宣言の発令により、感染症の終息は依然として見通せず、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループの関連業界におきましては、電力関連では、電力各社は経済活動停滞に伴う販売電力量の減少もあり、設備投資の抑制が継続しているものの、通信関連では、携帯キャリア各社の設備投資は拡大基調にあり、建築・道路関連でも更新需要などは底堅く推移しました。

このような状況のなか、当社グループは、中期経営計画（2019～2021年度）の2年目にあたり、「“Change&Challenge” over The Next Decade！」（次の10年にわたる変化と挑戦）をスローガンとして、①生産体制の最適化、②成長力の強化、③新事業の創出、④SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する企業活動の推進を経営方針として定め、グループ各社との連携を一層充実して経営の効率化を推進しました。

その結果、売上高は215億88百万円（前連結会計年度比0.4%減）と、新型コロナウイルス感染症が収支に与える影響は軽微にとどまりましたが、損益につきましては、建築鉄骨関係における大型件名での手直し工事の発生により、営業利益は17億79百万円（同11.6%減）、経常利益は17億38百万円（同13.6%減）となり、前期に特別利益として計上した土地売却益も無くなりましたため、親会社株主に帰属する当期純利益は10億69百万円（同79.8%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（電力・通信関連事業）

電力・通信関連事業は、電力関係では配電用金物は厳しい受注環境の中で競争が継続し、送電用鉄塔でも二次系や改造など小型件名が中心となり、厳しい状況となりましたが、通信用金物は安定的に受注できた結果、売上高は130億99百万円（前連結会計年度比4.5%減）、セグメント利益は22億75百万円（同2.0%減）となりました。

(建築・道路関連事業)

建築・道路関連事業は、道路関係では遮音壁支柱やETCガントリ一設備更新などを受注したものの、トンネル換気設備工事での大型件名が前期に竣工し端境期となったことや、建築鉄骨関係での大型件名の手直し工事発生により大幅な損失を計上した結果、売上高は45億13百万円（前連結会計年度比16.4%減）、セグメント損失は34百万円（前連結会計年度はセグメント利益4億15百万円）となりました。

(碍子・樹脂関連事業)

碍子・樹脂関連事業は、今期より碍子の製造販売を営む会津碍子株式会社を連結決算に加えたものの、碍子関係では多品種少量での生産調整に苦慮し、樹脂関係でも需要の停滞が継続した結果、売上高は39億74百万円（前連結会計年度比54.8%増）、セグメント利益は1億93百万円（同16.1%減）となりました。

①企業集団の事業セグメント別受注高・売上高・繰越高 (単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 繰 越 高	当連結会計年度受注高		当連結会計年度売上高		翌連結会計年度 繰 越 高
		金 額	構成比	金 額	構成比	
電力・通信関連事業	1,478	13,155	62.5%	13,099	60.7%	1,533
建築・道路関連事業	1,092	3,916	18.6%	4,513	20.9%	495
碍子・樹脂関連事業	721	3,978	18.9%	3,974	18.4%	724
計	3,292	21,049	100.0%	21,588	100.0%	2,754

②当社の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位:百万円)

区 分	前 繰 越 期 高	当 受 注 期 高		当 売 上 期 高		次 繰 越 期 高
		金 額	構成比	金 額	構成比	
鉄 塔 部 門	732	2,567	15.4%	2,505	14.8%	794
架 線 金 物 部 門	700	9,871	59.1%	9,894	58.5%	677
碍 子 部 門	602	1,017	6.1%	1,017	6.0%	603
その他製品部門	796	3,235	19.4%	3,499	20.7%	531
計	2,832	16,692	100.0%	16,917	100.0%	2,607

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は22億71百万円であり、主に生産設備の効率化・維持更新および基幹システムの開発費用等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、設備投資資金を目的に取引銀行8行と総額8億円のコミット型シンジケートローン契約を締結しており、この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は8億円であります。また、運転資金として総額3億円の実行可能期間付タームローン契約を締結しており、この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は2億90百万円であります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、電力関係では、当社の主要顧客である電力各社は経営効率化の深耕により調達価格の低減などは継続されるものの、2020年6月に成立した「エネルギー供給強靱化法」により電力送配電網の強靱化が進められるものと思われ。また、通信関係においても、携帯キャリアでは5G基地局向けの設備投資が実施されると思われ、今後も引続き一定の需要が見込まれます。

当社グループとしては、これらの状況に対応するため、経営資源の集中と全体最適化を図り、スマートファクトリーの構築による生産効率化および収益向上に注力するとともに、既存事業の深耕、新規市場機会の探索などを実施し、中期経営計画の達成にまい進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも相変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 96 期 2017年度	第 97 期 2018年度	第 98 期 2019年度	第 99 期 2020年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	18,239	18,830	21,680	21,588
経 常 利 益 (百万円)	705	761	2,012	1,738
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△754	950	5,288	1,069
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△646.59	814.75	4,532.90	917.18
総 資 産 (百万円)	35,586	35,111	38,267	38,551
純 資 産 (百万円)	13,923	14,481	19,551	20,584

(注) 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第96期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 96 期 2017年度	第 97 期 2018年度	第 98 期 2019年度	第 99 期 2020年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	15,166	15,388	17,906	16,917
経 常 利 益 (百万円)	408	433	1,544	1,415
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△932	70	5,033	896
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△799.07	60.43	4,314.44	768.67
総 資 産 (百万円)	32,837	31,209	33,802	33,933
純 資 産 (百万円)	12,693	12,365	17,070	17,979

(注) 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第96期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
那須電材産業株式会社	30	95.00	関東地区での鉄塔、鉄構、架線金物、地中線金物、碍子の販売・工事請負
那須電機商事株式会社	10	83.50	関西地区での鉄塔、鉄構、架線金物、地中線金物、碍子の販売・工事請負

- (注) 1. 出資比率は、子会社が保有する株式を含めて算出しております。
2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含め9社であります。

(7) 主要な事業内容

セグメント	主 な 事 業 内 容
電力・通信関連事業	鉄塔・鉄構、鉄柱、架線金物、地中線材料等の製作・販売
建築・道路関連事業	鉄骨、鉄構、道路施設機材の製作・販売ならびに溶融亜鉛めっき加工および建設工事の請負
碍子・樹脂関連事業	碍子、電気用樹脂製品(碍子用樹脂カバー等)等の製作・販売

(8) 主な事業所

① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区	八 千 代 工 場	千葉県八千代市
関 西 営 業 部	大阪府大阪市	大 阪 工 場	大阪府大阪市
中 部 支 店	愛知県名古屋市	会 津 工 場	福島県大沼郡
九 州 支 店	福岡県福岡市		
沖 縄 支 店	沖縄県宜野湾市		

② 主要な子会社の事業所

会 社 名	本 社 所 在 地	工 場 所 在 地
那 須 電 材 産 業 株 式 会 社	東京都江東区	大阪府大阪市
那 須 電 機 商 事 株 式 会 社	大阪府大阪市	—

(注) 当社の連結子会社は、上記の主要な子会社2社を含め9社であります。

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
522名	11名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員40名（期中平均雇用人員）を含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
326名	1名減	45.0歳	18.4年

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者5名および臨時従業員28名（期中平均雇用人員）を含みません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,163
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,115
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	598
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	258
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	223

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
(2) 発行済株式の総数 1,166,531株 (自己株式 33,469株を除く)
(3) 株 主 数 2,432名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
那 須 幹 生	53	4.59
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	50	4.29
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	50	4.29
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	40	3.50
山 洋 電 気 株 式 会 社	31	2.71
エ ム エ ム 建 材 株 式 会 社	30	2.63
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	17	1.46
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	16	1.41
鈴 木 貴 久	16	1.40
鈴 木 邦 之	15	1.35

(注) 持株比率は自己株式 (33,469株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	那 須 幹 生	
代表取締役社長	鈴 木 智 晴	営業管掌 那須電材産業株式会社 代表取締役社長 北海道那須電機株式会社 代表取締役社長 東北那須電機株式会社 代表取締役社長
専 務 取 締 役	西 岡 雅 之	管理部門担当兼技術開発部担当
常 務 取 締 役	高 橋 昌 裕	生産部門担当兼八千代工場長兼資材担当 那須化成株式会社 代表取締役社長
取 締 役	横 山 明 男	経営管理室長
取締役(常勤監査等委員)	関 口 一 也	
取締役(監査等委員)	黒 滝 一 雄	公認会計士黒滝一雄事務所所長
取締役(監査等委員)	木 村 英 知	

- (注) 1. 取締役黒滝一雄および木村英知の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、常勤の監査等委員として関口一也氏を選定しております。
3. 取締役黒滝一雄氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役関口一也氏は当社内の監査部門での業務経験を有し、内部監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役黒滝一雄氏は公認会計士および税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負う事または、当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生じることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。なお、被保険者の範囲については、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)であり、保険料は会社負担としております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定 報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取 締役を除く)	213,160	105,300	98,500	9,360	8
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	13,400	10,950	1,200	1,250	2
社外役員	9,550	7,200	1,750	600	2

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）の固定報酬・退職慰労金の対象は、2021年3月31日現在在籍且つ2020年6月29日第98回定時株主総会で退任した取締役（監査等委員を除く）8名および取締役（監査等委員）2名であります。
3. 取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、業績連動報酬として取締役に對して賞与を支給しております。
4. 業績連動報酬等に関する指標ならびに選定理由、算出方法は「取締役の報酬等の決定に係る方針」2. 取締役の報酬等の体系および額の決定に関する方針（2）に記載のとおりであり、当事業年度を含む業績指標の推移は1.（5）財務および損益の状況の推移に記載のとおりです。
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第93回定時株主総会において取締役（監査等委員を除く）8名に対し、年額250,000千円以内と決議いただいております。
6. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第93回定時株主総会において取締役（監査等委員）3名に対し年額50,000千円以内と決議いただいております。

(4) 取締役の報酬等の決定に係る方針

当社は、2021年3月23日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、取締役会で決議された「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に基づき代表取締役会長 那須幹生および代表取締役社長 鈴木智晴が協議し、監査等委員会の意見を考慮し決定されたことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 取締役の報酬等に関する基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、当社が社会の持続可能な発展に貢献する企業として、サステナブルな経営および成長を実現するための重要なインセンティブとして十分に機能し、その実現のために優秀な人材を取締役として内部登用及び外部採用での確保と維持ができる報酬の体系と水準にする。

当社の報酬水準は、当社取締役が経営方針に対して担うべき機能、役割、責任並びに同業種、同規模の他企業の役員報酬水準をベンチマークとして設定し、各年度の取締役構成、人員、経営機能を総合的に勘案し決定する。

2. 取締役の報酬等の体系および額の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、経営方針に対して担うべき機能、役割、責任を踏まえた基本報酬と会社業績の達成度に連動した業績連動報酬から構成する。また、長期的視点に立った企業価値向上への貢献度を踏まえた退職金制度を設ける。

- (1) 取締役の基本報酬は毎月の固定報酬とし、役位、職責、会社の業績等を総合的に考慮して決定する。なお、監査等委員については、それぞれの役割に応じて設定した額を基本報酬とする。
- (2) 取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬等は、各事業年度の当社グループの連結業績、経営状況、中長期経営計画との対比、前年度比、目標達成率を総合的に勘案して算出された額を賞与として決定し、年一回支給する。目標となる業績指標は、経常利益が当社の総合的な事業収益力、企業価値の成長率を評価する基準として適切であると考えられることから、経常利益を業績連動報酬等に係る指標とする。

3. 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

取締役の報酬等について、基本報酬、業績連動報酬等個人別の報酬等の支給割合の決定方針については、各事業年度の会社業績により業績連動報酬等が大きく変動することより支給割合については定めない。

4. 報酬決定のプロセス

監査等委員以外の取締役の個人別の報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、取締役会における一任に基づき、代表取締役会長 那須幹生および代表取締役社長 鈴木智晴の両名が具体的内容を協議し、客観性・透明性を確保するために、監査等委員会の意見を考慮して決定する。

取締役会は、代表取締役両名が、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うことが最も適していると判断し、両名に一任した。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定する。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役（監査等委員）の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先と当社との関係
黒滝 一雄	該当事項はありません。
木村 英知	該当事項はありません。

② 社外取締役（監査等委員）の主な活動状況

氏名	社外取締役に期待される役割および主な活動状況
黒滝 一雄	取締役に就任以降、公認会計士および税理士として企業会計、税務全般に精通した経験を活かし、経営の重要事項に関して客観的に助言や指導などを行うなど、十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度開催の取締役会12回のうち8回、また監査等委員会13回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っています。
木村 英知	取締役に就任以降、豊富な経験と幅広い知見から、経営の重要事項に関して客観的に助言や指導などを行うなど、十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度開催の取締役会12回のうち8回、また監査等委員会13回全てに出席し、必要に応じ議案審議に必要な発言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	31百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額で記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について相当であるとの判断をし、同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の再任の適否については、監査等委員会が会計監査人の職務の遂行状況等を毎期、考慮・検討します。その結果、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中で記載の金額は表示単位未満は切捨て、比率その他の数値は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,166,743	流 動 負 債	7,729,478
現金及び預金	7,087,997	支払手形及び買掛金	2,679,802
受取手形及び売掛金	4,232,851	電子記録債務	1,672,516
電子記録債権	1,300,595	短期借入金	670,000
製品	2,196,557	1年内返済予定の長期借入金	814,564
仕掛品	1,778,116	1年内償還予定の社債	350,000
原材料及び貯蔵品	653,081	未払費用	111,476
その他	918,477	未払法人税等	52,818
貸倒引当金	△933	未払消費税等	31,092
固 定 資 産	20,384,546	前受金	109,433
有 形 固 定 資 産	14,504,644	賞与引当金	310,816
建物	4,564,661	役員賞与引当金	129,980
構築物	232,779	その他	796,978
機械及び装置	2,211,626	固 定 負 債	10,237,605
車輛運搬具及び工具器具備品	143,328	社債	1,295,000
土地	7,337,647	長期借入金	2,894,504
建設仮勘定	14,600	リース債務	1,532,377
無 形 固 定 資 産	404,562	再評価に係る繰延税金負債	1,587,792
借地権	27,467	役員退職慰労引当金	173,370
ソフトウェア	328,165	退職給付に係る負債	2,193,096
その他	48,928	その他	561,464
投資その他の資産	5,475,339	負 債 合 計	17,967,084
投資有価証券	2,043,668	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	153,001	株 主 資 本	16,235,496
投資不動産	2,804,218	資本金	600,000
その他	488,199	資本剰余金	25,234
貸倒引当金	△13,748	利益剰余金	15,688,636
		自己株式	△78,374
		その他の包括利益累計額	4,145,899
		その他有価証券評価差額金	730,581
		土地再評価差額金	3,394,834
		退職給付に係る調整累計額	20,483
		非支配株主持分	202,809
		純 資 産 合 計	20,584,204
資 産 合 計	38,551,289	負 債 及 び 純 資 産 合 計	38,551,289

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	21,588,037
売上原価	17,503,316
売上総利益	4,084,720
販売費及び一般管理費	2,305,133
営業利益	1,779,587
営業外収益	
受取利息	90
受取配当金	61,280
受取賃貸料	247,240
固定資産売却益	266
その他	36,986
営業外費用	
支払利息	78,111
社債借入費	3,819
賃借料	124,605
支払手数料	63,926
支払保険料	7,817
固定資産の除却損	42,258
その他	66,315
経常利益	1,738,597
特別損失	
投資有価証券評価損	3,939
固定資産売却損	1,395
環境対策費	85,835
税金等調整前当期純利益	1,647,427
法人税、住民税及び事業税	472,128
法人税等調整額	82,274
当期純利益	1,093,024
非支配株主に帰属する当期純利益	23,084
親会社株主に帰属する当期純利益	1,069,940

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	600,000	50,896	14,848,719	△78,127	15,421,488
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△233,313		△233,313
親会社株主に帰属する当期純利益			1,069,940		1,069,940
自己株式の取得				△246	△246
土地再評価差額金の取崩			3,289		3,289
連結子会社株式の取得による持分の増減		△25,662			△25,662
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△25,662	839,916	△246	814,007
当 期 末 残 高	600,000	25,234	15,688,636	△78,374	16,235,496

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	420,388	3,398,124	20,365	3,838,878	290,899	19,551,266
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△233,313
親会社株主に帰属する当期純利益						1,069,940
自己株式の取得						△246
土地再評価差額金の取崩						3,289
連結子会社株式の取得による持分の増減						△25,662
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	310,192	△3,289	117	307,020	△88,090	218,930
当 期 変 動 額 合 計	310,192	△3,289	117	307,020	△88,090	1,032,937
当 期 末 残 高	730,581	3,394,834	20,483	4,145,899	202,809	20,584,204

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,654,982	流動負債	6,398,249
現金及び預金	4,788,201	支払手形	730,783
受取手形	333,869	買掛金	1,232,599
売掛金	3,491,069	電子記録債権	1,628,676
電子記録債権	668,353	短期借入金	550,000
製品	1,948,374	1年内返済予定の長期借入金	800,264
仕掛品	1,571,124	1年内償還予定の社債	330,000
原材料及び貯蔵品	238,908	リース債務	70,435
前払費用	81,629	未払金	162,645
未収入金	875,930	未払費用	70,215
関係会社短期貸付金	656,000	未払法人税等	3,167
その他の他金	2,521	前受金	17,045
貸倒引当金	△1,000	預り金	14,377
固定資産	19,278,368	賞与引当金	217,300
有形固定資産	13,581,853	役員賞与引当金	101,450
建物	4,295,172	設備関係支払手形	264,761
構築物	221,900	設備関係電子記録債権	153,323
機械及び装置	1,903,998	その他	51,204
車輛運搬具	3,501	固定負債	9,556,079
工具、器具及び備品	119,407	社債	1,250,000
土地	7,025,768	長期借入金	2,885,004
建設仮勘定	12,105	リース債務	1,497,261
無形固定資産	364,078	再評価に係る繰延税金負債	1,587,792
借地権	27,467	退職給付引当金	1,827,682
ソフトウェア	315,086	役員退職慰労引当金	126,055
その他	21,524	資産除去債務	92,122
投資その他の資産	5,332,436	その他	290,161
投資有価証券	1,577,552	負債合計	15,954,329
関係会社株	700,564	純資産の部	
出資	4,002	株主資本	14,031,224
破産更生債権	771	資本金	600,000
長期前払費用	12,823	資本剰余金	9,445
繰延税金資産	108,844	資本準備金	9,392
投資不動産	2,511,311	その他資本剰余金	52
その他の投資	430,314	利益剰余金	13,500,153
貸倒引当金	△13,748	利益準備金	150,000
		その他利益剰余金	13,350,153
		圧縮積立金	834,925
		別途積立金	6,200,000
		繰越利益剰余金	6,315,227
		自己株式	△78,374
		評価・換算差額等	3,947,797
		その他有価証券評価差額金	552,962
		土地再評価差額金	3,394,834
資産合計	33,933,350	純資産合計	17,979,021
		負債及び純資産合計	33,933,350

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,917,323
売上原価	13,928,620
売上総利益	2,988,703
販売費及び一般管理費	1,547,569
営業利益	1,441,133
営業外収益	
受取利息	6,968
受取配当金	69,958
受取賃貸料	338,100
その他	25,420
	440,447
営業外費用	
支払利息	75,880
社債利息	3,735
賃貸費用	220,421
借入手数料	63,926
支払保証料	7,817
社債発行費	5,769
固定資産除却損	42,185
その他	46,475
	466,211
経常利益	1,415,369
特別損失	
投資有価証券評価損	3,013
固定資産売却損	1,395
環境対策費	85,835
	90,243
税引前当期純利益	1,325,125
法人税、住民税及び事業税	332,000
法人税等調整額	96,434
当期純利益	896,691

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
						圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	600,000	9,392	52	9,445	150,000	839,531	6,200,000	5,643,953
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額								
圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△4,605		4,605
剰 余 金 の 配 当								△233,313
当 期 純 利 益								896,691
自 己 株 式 の 取 得								
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩								3,289
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)								
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△4,605	—	671,273
当 期 末 残 高	600,000	9,392	52	9,445	150,000	834,925	6,200,000	6,315,227

残高及び変動事由	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	12,833,485	△78,127	13,364,802	307,815	3,398,124	3,705,940	17,070,743
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額							
圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—		—				—
剰 余 金 の 配 当	△233,313		△233,313				△233,313
当 期 純 利 益	896,691		896,691				896,691
自 己 株 式 の 取 得		△246	△246				△246
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	3,289		3,289				3,289
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)				245,146	△3,289	241,856	241,856
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	666,668	△246	666,421	245,146	△3,289	241,856	908,278
当 期 末 残 高	13,500,153	△78,374	14,031,224	552,962	3,394,834	3,947,797	17,979,021

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

那須電機鉄工株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 島 幹 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 早 崎 信 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、那須電機鉄工株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、那須電機鉄工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

那須電機鉄工株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 田 島 幹 也 ㊟
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 早 崎 信 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、那須電機鉄工株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

那須電機鉄工株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 関 口 一 也 ㊟

監査等委員 黒 滝 一 雄 ㊟

監査等委員 木 村 英 知 ㊟

(注) 監査等委員黒滝一雄及び木村英知は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益配分につきまして、安定した配当の維持を基本とし、業績、内部留保の充実および財務状況を総合的に勘案して決定していくことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、上記方針に基づく検討の結果、1株につき普通配当100円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 100円 総額 116,653,100円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式数 (2) 当社との特別の利害関係
1	那須幹生 (1949年1月29日生)	1971年4月 古河電気工業株式会社入社 1979年4月 当社入社 1987年6月 当社取締役大阪工場副工場長 2000年6月 当社常務取締役大阪工場長 2002年6月 当社専務取締役 2003年4月 当社取締役副社長営業本部長 2007年6月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役会長（現任）	(1) 53,600株 (2) なし
【候補者とした理由】 那須幹生氏は、当社代表取締役会長として強いリーダーシップと決断力で当社ならびに当社グループを牽引しております。その経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
2	鈴木智晴 (1962年1月3日生)	1984年4月 当社入社 2003年6月 当社執行役員電力・通信営業部長 2007年6月 当社取締役電力・通信営業部長 2013年4月 当社取締役電力・通信営業部長兼海外部長兼沖縄支店長 2017年4月 当社常務取締役営業部門担当兼営業管理室長兼海外部長兼沖縄支店長 2019年4月 当社常務取締役営業部門担当兼海外部長兼沖縄支店長 2019年6月 当社代表取締役社長 営業管掌（現任） (重要な兼職の状況) 那須電材産業株式会社 代表取締役社長 北海道那須電機株式会社 代表取締役社長 東北那須電機株式会社 代表取締役社長	(1) 15,500株 (2) 後記欄外 (注) ご参照
【候補者とした理由】 鈴木智晴氏は、当社の代表取締役社長として経営を担うとともに、営業管掌として事業拡大を推進しております。その経験と実績を踏まえ、持続可能な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼 職 の 状 況	(1) 所有する 当社株式数 (2) 当社との 特別 利害関係
3	にしおか まさゆき 西 岡 雅 之 (1958年1月10日生)	1980年4月 当社入社 2002年4月 当社公共営業部長 2003年6月 当社執行役員公共営業部長 2007年6月 当社取締役公共営業部長 2012年4月 当社常務取締役営業部門担当 2014年4月 当社常務取締役営業部門担当兼営業管理室長 2017年4月 当社常務取締役管理部門担当 2017年6月 当社専務取締役管理部門担当 2020年6月 当社専務取締役管理部門担当兼技術開発担当 (現任)	(1) 4,600株 (2) なし
【候補者とした理由】			
西岡雅之氏は、管理部門および技術開発部門の統括運営に携わっており、その経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	たかはし まさひろ 高 橋 昌 裕 (1956年7月25日生)	1980年4月 当社入社 2003年6月 当社執行役員総務部長 2006年6月 当社取締役総務部長 2010年4月 当社取締役総務部担当兼経営企画室長 2017年6月 当社常務取締役経営企画室長 2018年4月 当社常務取締役生産部門担当兼八千代工場長 2020年6月 当社常務取締役生産部門担当兼八千代工場長兼資材担当 (現任) (重要な兼職の状況) 那須化成株式会社 代表取締役社長	(1) 3,600株 (2) 後記欄外 (注) ご参照
【候補者とした理由】			
高橋昌裕氏は、生産部門および資材部門の統括運営に携わっており、その経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
5	よこやま あきお 横 山 明 男 (1959年2月6日生)	1983年4月 当社入社 2007年4月 当社生産管理室長 2014年6月 当社執行役員生産管理室長 2017年6月 当社取締役生産管理室長 2018年4月 当社取締役経営企画室長兼生産管理室長 2019年4月 当社取締役経営管理室長 (現任)	(1) 3,000株 (2) なし
【候補者とした理由】			
横山明男氏は、経営管理部門の統括運営に携わっておりその経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 当社は、那須電材産業株式会社、北海道那須電機株式会社、東北那須電機株式会社、那須化成株式会社との間に取扱商品の取引関係があります。また、那須電材産業株式会社、那須化成株式会社には建物を賃貸しております。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負う事または、当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生じることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式数 (2) 当社との特別の利害関係
1	せきぐち かずや 関口一也 (1961年1月1日生)	1984年4月 当社入社 2011年4月 当社監査室室長 2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	(1) 5,600株 (2) なし
	【候補者とした理由】 関口一也氏は、監査部門での職務経験を有しており、これまでの実績と経験を踏まえ、経営の重要事項に関する助言・指導など、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
2	くろ たき かずお 黒滝一雄 (1972年1月8日生)	1998年4月 中央監査法人入所 2002年4月 公認会計士登録 2003年9月 株式会社中央総合ビジネスコンサルティング入社 2007年9月 公認会計士黒滝一雄事務所開設（現任） 2007年11月 税理士登録 2014年6月 当社社外監査役 2015年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	(1) 0株 (2) なし
	【候補者とした理由および期待される役割の概要】 黒滝一雄氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士として企業会計、税務全般に精通しており、当社の経営における重要事項に関して客観的に助言や指導などを行っており、これまでの実績と経験を踏まえ、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	(1) 所有する 当社株式数 (2) 当社との 特別の 利害関係
3	きむら ひでとも 木村英知 (1949年1月28日生)	1971年4月 三菱自動車工業株式会社入社 2003年6月 当社社外監査役 2007年12月 三菱ふそうトラック・バス株式会社退社 2008年5月 日本ロックセキュリティ協同組合専務理事 2010年8月 日本ロックセキュリティ協同組合退社 2015年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(1) 0株 (2) なし
<p>【候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>木村英知氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、豊富な経験と幅広い知見を有し、当社の経営における重要事項に関して客観的に助言や指導などを行っており、これまでの実績と経験を踏まえ、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 黒滝一雄および木村英知の両氏は、社外取締役の候補者であり、就任期間は、本総会
 終結の時をもって6年であり、監査等委員である取締役としての就任期間も6年であり
 ます。
2. 当社は、東京証券取引所に対し、社外取締役候補者黒滝一雄氏を独立役員として届け
 出ており、同氏が引き続き監査等委員である社外取締役に再任された場合は、独立役
 員の届け出を継続いたします。
3. 黒滝一雄および木村英知の両氏が社外取締役に再任された場合には、両氏との間で会
 社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契
 約を締結しており、両氏が再任された場合には当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と
 の間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負う事または、
 当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生じることのある損害について、当該
 保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、
 当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の
 内容での契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時総会開始の時をもって、2020年6月29日開催の第98回定時株主総会において選任いただきました補欠の監査等委員である取締役小竹良夫氏の選任の効力が失効いたしますので、改めて監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の効力は次期定時株主総会が開催される時までといたします。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	(1) 所有する 当社株式数 (2) 当社との 特別の 利害関係
こたけ よしお 小竹良夫 (1948年11月24日生)	1972年4月 東洋時計株式会社入社 1977年4月 同社取締役 1986年1月 同社代表取締役社長（現任）	(1) 0株 (2) なし
<p>【候補者とした理由および期待される役割の概要】 小竹良夫氏は、会社経営者として豊富な経営者経験および幅広い見識を有し、当社の経営における重要事項に関して客観的に助言や指導などを行っていただけると期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 小竹良夫氏は補欠の社外取締役候補者であります。
2. 小竹良夫氏は、企業経営者としての豊富な経験や実績を有しており、社外取締役に就任された場合にはその経歴から適切な提言をいただけるものと判断しております。
3. 当社は、社外取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨を当社定款に定めております。小竹良夫氏の選任が承認された場合、社外取締役就任時に同氏と当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負う事または、当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生じることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。小竹良夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役）の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、2021年5月25日の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役）の退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、現在監査等委員である取締役在任中の関口一也氏、黒滝一雄氏、木村英知氏に対し、それぞれの就任時から本總會終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法については、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金の打ち切り支給を相当とする理由は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から、議案審議に必要な発言を適宜行っており、企業価値の向上に尽力したことによります。

打ち切り支給の対象となる監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
せきぐち かずや 関口一也	2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）
くろたき かずお 黒滝一雄	2014年6月 当社社外監査役 2015年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）
きむら ひでとも 木村英知	2003年6月 当社社外監査役 2015年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

第6号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、2018年6月28日開催の第96回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただき「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「現対応方針」といいます。）を継続導入しておりますが、その有効期限は、2021年6月開催予定の第99回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、現対応方針継続の決定後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2021年4月23日に開催されました当社取締役会には社外取締役2名を含む取締役8名全員が出席し、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、現対応方針の一部修正を行った対応方針を、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に継続（以下、継続後の対応方針を「本対応方針」といいます。）することを決定しましたのでお知らせいたします。

本対応方針の継続にあたり、一部語句の修正、整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はありません。

本対応方針の継続につきましては、当社監査等委員3名（うち社外取締役2名）はいずれも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを前提として、本対応方針の継続に賛成する旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社株式の大規模買付に関する具体的提案等を受けている事実はございません。

<現対応方針を継続する理由>

当社グループの関連業界におきましては、電力関連では、電力各社は新電力・ガス会社との競争激化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言などにより商業施設の業務用や産業用の電力需要が減少し、設備投資・修繕費が先送り・削減されるなど、厳しい状況でありました。

一方、通信関連においては、第5世代通信システムへの対応のため、各通信キャリアでは5G基地局向けの設備投資が実施されており、中期的に設備投資が継続される見通しとなっております。

当社グループは、本年が2年目となる中期経営計画に継続して取り組むとともに、リスクマネジメント委員会を中心に、グループ内で新型コロナウイルス感染症防止対策を実施し、操業継続に努めてまいりました。

一方、現時点の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、このような当社グループの強みを損ない、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされた可能性は、決して否定できない状況にあります。

金融商品取引法では、一定の大規模買付行為に対し公開買付を義務付けるとともに、開示や手続きに係るルールを定めておりますが、原則として市場外取引のみを適用対象としており、市場内取引については適用されません。また、突然の敵対的な大規模買付行為が行われる場合には、対象企業からの質問に対し買付者は理由を明らかにした上で回答を拒否できること、公開買付期間の上限が実質的に30営業日となる可能性が高いことなどから、株主の皆様に必要な情報と検討期間が確保されないリスクがあると考えられます。

当社の現対応方針の目的は、大規模買付者やその提案内容などについて株主の皆様への検討に必要な情報と時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことにあることから、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、3年間を有効期間として継続するものであります。

1. 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆さまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適當であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する

恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、次のような取組みを実施しております。

(1) 中長期的な経営戦略

当社は、1929年の創業以来、一貫して電力、通信、鉄道、道路など、社会インフラを支える製品の製造販売とサービスの提供を行ってまいりました。

本年度は2019年度からの中期経営計画の最終年度であり、その先の未来社会における価値を創造しうる企業を目指し、『「チェンジ&チャレンジ」から「サステイナブルな成長」へ’ Go to Next Stage! 2029 100th Anniversary’』を重点経営方針に定めました。具体的な取り組みとして、①既存事業の深堀、②新市場機会の探索、③重点設備投資による生産効率化アップ、④DX推進によるフロントオフィスおよびバックオフィスの業務効率化アップ、⑤コアテクノロジーと技術戦略による新たな価値の創出、⑥SDGsの達成に貢献する企業活動の推進、を掲げ社会の持続可能な発展に貢献する企業を目指します。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の継続的な向上を図るとともに、社会から信頼され、必要とされる企業となるために、経営の透明性、法令等の遵守、業務の適正性と効率性の追求、社会から有用とされる製品やサービスを提供することにより企業の社会的責任を果たしていくことが重要であると考えております。

当社グループは、1959年1月に創業者 那須仁九郎による三章からなる社憲「人の和」、「誠実」、「奉仕の心」を制定し、当社グループの経営の拠りどころとして事業を展開し、現在に至っております。また、「企業行動規範」を定め、法令や社会ルールを守る高い倫理観と厳しい自己規律を実現し、社会から求められる企業となることを目指しております。

当社は、取締役会の監査・監督機能のより一層の強化とガバナンスの更なる充実を図り、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、2015年6月開催の第93回定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、取締役会は社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役を新たに加えた構成となり、意思決定の迅速化および監査等委員会による監査・監督機能により一層の強化等が図れ、取締役会全体の実効性が高まっております。また、取締役会全体の実効性を分析・評価するため、外部機関の知見を得ながら、2019

年より監査等委員である取締役を含む全取締役を対象として、取締役会の実効性に関するアンケートを実施しております。アンケートを通じて提出された取締役の評価内容を分析し、実効性の改善に向けて取組んでおります。今後も本取組みを通じて、より実効性の高い取締役会の実現を目指し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実・強化に取組んでまいります。

業務執行における重要事項を審議する会議体としては、常務会、リスクマネジメント委員会などの専門委員会を設けており、代表取締役の業務執行上の意思決定を支援しています。

3. 本対応方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

（1）本対応方針継続の目的

本対応方針は、上記1.に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、現対応方針を継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合にそれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、前述のとおり、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が株式の大規模な買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不

適切な者によって大規模な買付等がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、現対応方針の内容の一部語句を修正し、本対応方針として継続することといたしました。

(2) 本対応方針の対象となる当社株式の買付

本対応方針の対象となる当社株式の買付とは、①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。以下同じとします。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下同じとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または

同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。以下同じとします。

(3) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現対応方針と同様に特別委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役または社外有識者（注4）のいずれかに該当する者の中から選任します。本対応方針継続後に選任する特別委員会委員は、社外取締役の木村 英知氏、社外有識者としての本村 健氏、戸澤 晃広氏の3名が就任いたします。（特別委員候補者につきましては、別紙3をご参照ください。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注4：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

(4) 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会等による一定の評価・検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

①大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束

力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨を公表し、必要に応じその内容についても公表します。

②大規模買付者から当社への必要情報の提供

当社取締役会は、上記①(a)から(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリスト(以下「必要情報リスト」といいます。)を記載した書面を交付します。そして大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたいが、本必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

本必要情報の一般的な項目は次のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆さまのご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および組合員(ファンドの場合)その構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴、または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- (c) 大規模買付行為の当社株式に係る買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- (d) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (e) 大規模買付行為の完了後に想定している当社および当社グループの役員構成(候補者の氏名および略歴、就任に関する候補者の内諾の有無、ならび

に当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。) 経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

- (f) 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提供していただいた情報を精査した結果、当該情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限（最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を定め、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な本必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わない場合であっても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記③の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、特別委員会に提出するとともに当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

③当社取締役会による本必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会として

意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

(5) 大規模買付行為が実施された場合の対応

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が例えば以下の (i) から (viii) のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合
- (v) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うこ

- と)など、株主の皆さまのご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要する恐れがあると判断される場合
- (vi) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。)が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
 - (vii) 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
 - (viii) 大規模買付者による支配権獲得により、当社の株主の皆さまはもとより、当社グループの持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係を破壊するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

③取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記①または②において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が

有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本対応方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、特別委員会の勧告、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。具体的には、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、当該株主総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

他方、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに、当社取締役会は対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。この場合、当該取締役会終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

④大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記（４）①「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までの期間を大規模買付行為待機期間とします。株主検討期間を設ける場合は、上記（４）①「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から株主検討期間終了までの期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

⑤対抗措置発動の停止等について

前記③にしたがって、当社取締役会または株主総会において、具体的対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変

更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の意見または勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当て等の中止、または新株予約権の無償割当て後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により、対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等にしがたい、当該決定について適時・適切に開示いたします。

4. 株主の皆さまに与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆さまに与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を目的としています。これにより、株主の皆さまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆さまが適切にご判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主の皆さまの利益に資するものと考えております。

なお、上記3. (5)「大規模買付行為が実施された場合の対応」に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆さまに与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組上、株主の皆さま（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に

回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。以下、本項において同じとします。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆さまに対して割当てを実施します。株主の皆さまは引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆さまに対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

5. 本対応方針の適用開始、有効期限、継続および廃止

本対応方針は、本株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとし、その有効期限は2024年に開催予定の当社第102回定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、本対応方針は、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から本対応方針を随時見直し、株主総会の決議により必要に応じて本対応方針を変更することがあります。

このように、本対応方針について継続、廃止または変更等の決定を行った場合には、当社取締役会は、その内容について、速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、本対応方針に関

する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の賛同を得たうえで、本対応方針を修正または変更する場合があります。

6. 本対応方針の合理性について（本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本対応方針の設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本対応方針が上記1.の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

（1）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

（2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本対応方針は、上記3.(1)「本対応方針継続の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

（3）株主意思を反映するものであること

本対応方針は、株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとしており、その継続について株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆さまのご意向が反映されます。

（4）独立性の高い社外者の判断の重視

本対応方針における対抗措置の発動は、上記3.(5)「大規模買付行為が実施された場合の対応」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立してい

る委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本対応方針の透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期を1年としており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

特別委員会規程の概要

- ・特別委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役（監査等委員であるものを含む。）または社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者またはこれらに準ずる者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・特別委員会の委員の任期は、本対応方針の有効期限までとする。ただし、社外取締役である委員の任期は、その社外取締役としての任期が本対応方針の有効期限より以前に到来する場合は、社外取締役として再任される場合を除き、社外取締役の任期と同じとする。
- ・特別委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告する。
 - ①大規模買付者に対抗するための新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および定款が認める対抗措置の発動または不発動
 - ②対抗措置の発動に伴う株主総会開催の要否
 - ③大規模買付者の大規模買付行為の撤回等に基づく新株予約権の無償取得、無償割当ての中止その他の対抗措置の停止等
 - ④前三号に準じる重要な事項
 - ⑤その他、取締役会が判断すべき事項のうち取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができるものとする。
 - ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
 - ②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき必要情報の決定
 - ③必要情報の提供完了の決定
 - ④大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ⑤大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に於けるか否かの決定
 - ⑥本対応方針の修正または変更の承認
 - ⑦その他取締役会が特別委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・特別委員会の決議は、委員の過半数が出席し、委員の総数の過半数をもってこれを行う。

以 上

特別委員会の委員略歴

本対応方針継続後の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

木村 英知（きむら ひでとも）当社社外取締役

略 歴 1949年 1月生
1971年 4月 三菱自動車工業株式会社入社
2003年 6月 当社 社外監査役
2015年 6月 当社取締役（監査等委員）（現任）
現在に至る

※木村 英知 氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

本村 健（もとむら たけし）弁護士

略 歴 1970年 8月生
1997年 4月 弁護士登録・岩田合同法律事務所 入所（現任）
2003年 10月 ステップトゥ・アンド・ジョンソン法律事務所
2019年 12月 学校法人大妻学院 監事（社外）
2020年 4月 東京大学非常勤講師
（東京大学大学院法学政治学研究科）
現在に至る

※本村 健 氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

戸澤 晃広（とざわ あきひろ）弁護士

略 歴 1980年 3月生
2005年 10月 弁護士登録・長島・大野・常松法律事務所入所
2011年 9月 クイン・エマニュアル・アークハート
・サリバン法律事務所
2013年 1月 TMI総合法律事務所
2016年 11月 T&K法律事務所（現任）
現在に至る

※戸澤 晃広 氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権の概要

1. 新株予約権の割当て方法

新株予約権無償割当て(会社法第277条)の規定により、当社取締役会が新株予約権発行決議において定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(ただし、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く。)

1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式数(ただし、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く。)と同数とする。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

4. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は1円以上で、取締役会で定める額とする。

5. 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

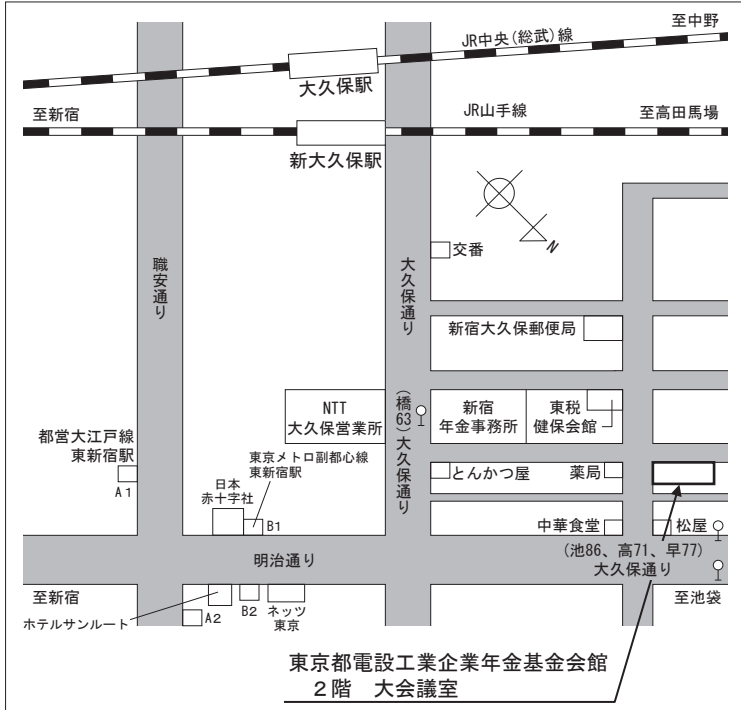
大規模買付者を含む特定株主グループに属するものなどに行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定めることがある。詳細については、取締役会で別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項には、新株予約権(上記6.の行使条件のために新株予約権の行使が認められない新株予約権を除く)を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を上限として、取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。なお、当社は、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使を認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

以上

株主総会会場ご案内図



- 会 場 東京都新宿区大久保二丁目8番3号
 東京都電設工業企業年金基金會館 2階大会議室
 電話 (03) 5273-0121 (代表)
- もよりの駅 JR山手線「新大久保駅」下車、徒歩10分
 JR中央(総武)線「大久保駅」下車、徒歩15分
 都営大江戸線「東新宿駅」下車、徒歩7分
 東京メトロ副都心線「東新宿駅」下車、徒歩5分